

利用者負担概算額一覧 (市町村の認定が1割負担の方)

【長期】

(単位 円)

令和6年8月1日～

		要介護3					要介護4					要介護5				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
介護給付費	介護福祉施設サービス費	732	732	732	732	732	802	802	802	802	802	871	871	871	871	871
	サービス提供体制強化加算	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22	22
	看護体制加算	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4
	福祉・介護職員等処遇改善加算	106	106	106	106	106	116	116	116	116	116	126	126	126	126	126
居住費		0	430	430	430	915	0	430	430	430	915	0	430	430	430	915
食費		300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445
合計(日額)		1,164	1,684	1,944	2,654	3,224	1,244	1,764	2,024	2,734	3,304	1,323	1,843	2,103	2,813	3,383
合計(月額) ※1		34,920	50,520	58,320	79,620	96,720	37,320	52,920	60,720	82,020	99,120	39,690	55,290	63,090	84,390	101,490

特別養護老人ホームは施設所在地に住所を移すことができます。このことにより居住費、食費が上表の第1～第3段階のように減免となる場合があります

※1 月額は30日として計算しています

※2 治療食が必要な方は療養食加算6円/1食が別途かかります

第1～第3段階の減免(負担限度額認定証の交付)については市町村への申請と市町村による認定が必要です

負担比較

特別養護老人ホーム 白鳥苑多床室 と 他施設ユニット型個室 との居住費利用者負担概算比較 (1割負担該当者の場合)

(単位 円) 令和6年8月1日～

	要介護3					要介護4					要介護5				
	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
白鳥苑居住費 月額※1	0	12,900	12,900	12,900	27,450	0	12,900	12,900	12,900	27,450	0	12,900	12,900	12,900	27,450

他施設のユニット型 個室居住費 日額	880	880	1,370	1,370	2,066	880	880	1,370	1,370	2,066	880	880	1,370	1,370	2,066
他施設のユニット型 個室居住費 月額 ※1	26,400	26,400	41,100	41,100	61,980	26,400	26,400	41,100	41,100	61,980	26,400	26,400	41,100	41,100	61,980

月額 差額	26,400	13,500	28,200	28,200	34,530	26,400	13,500	28,200	28,200	34,530	26,400	13,500	28,200	28,200	34,530
--------------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------	--------

年額 差額	316,800	162,000	338,400	338,400	414,360	316,800	162,000	338,400	338,400	414,360	316,800	162,000	338,400	338,400	414,360
--------------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------	---------

利用年数差額	× ご 利 用 年 数														
--------	------------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

※1 月額は30日として計算しています

利用者負担概算額一覧 (市町村の認定が2割負担の方)

【長期】

(単位 円)

令和6年8月1日～

		要介護3					要介護4					要介護5				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
介護給付費	介護福祉施設サービス費	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,604	1,604	1,604	1,604	1,604	1,742	1,742	1,742	1,742	1,742
	サービス提供体制強化加算	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44	44
	看護体制加算	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8
	福祉・介護職員等処遇改善加算	212	212	212	212	212	232	232	232	232	232	251	251	251	251	251
居住費		0	430	430	430	915	0	430	430	430	915	0	430	430	430	915
食費		300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445
合計(日額)		2,028	2,548	2,808	3,518	4,088	2,188	2,708	2,968	3,678	4,248	2,345	2,865	3,125	3,835	4,405
合計(月額) ※1		60,840	76,440	84,240	105,540	122,640	65,640	81,240	89,040	110,340	127,440	70,350	85,950	93,750	115,050	132,150

特別養護老人ホームは施設所在地に住所を移すことができます。このことにより居住費、食費が上表の第1～第3段階のように減免となる場合があります

※1 月額は30日として計算しています

※2 治療食が必要な方は療養食加算12円/1食が別途かかります

第1～第3段階の減免(負担限度額認定証の交付)については市町村への申請と市町村による認定が必要です

利用者負担概算額一覧 (市町村の認定が3割負担の方)

【長期】

(単位 円)

令和6年8月1日～

		要介護3					要介護4					要介護5				
		第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階	第1段階	第2段階	第3段階①	第3段階②	第4段階
介護給付費	介護福祉施設サービス費	2,196	2,196	2,196	2,196	2,196	2,406	2,406	2,406	2,406	2,406	2,613	2,613	2,613	2,613	2,613
	サービス提供体制強化加算	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66	66
	看護体制加算	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12
	福祉・介護職員等処遇改善加算	318	318	318	318	318	348	348	348	348	348	377	377	377	377	377
居住費		0	430	430	430	915	0	430	430	430	915	0	430	430	430	915
食費		300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445	300	390	650	1,360	1,445
合計(日額)		2,892	3,412	3,672	4,382	4,952	3,132	3,652	3,912	4,622	5,192	3,368	3,888	4,148	4,858	5,428
合計(月額) ※1		86,760	102,360	110,160	131,460	148,560	93,960	109,560	117,360	138,660	155,760	101,040	116,640	124,440	145,740	162,840

特別養護老人ホームは施設所在地に住所を移すことができます。このことにより居住費、食費が上表の第1～第3段階のように減免となる場合があります

※1 月額は30日として計算しています

※2 治療食が必要な方は療養食加算18円/1食が別途かかります

第1～第3段階の減免(負担限度額認定証の交付)については市町村への申請と市町村による認定が必要です